札幌市夜間急病センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年１２月 10 日

札幌市長　秋元克広

札幌市規則第 62 号

札幌市夜間急病センター条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市夜間急病センター条例施行規則（平成１６年規則第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
札幌市夜間急病センター条例施行規則 （趣旨）	札幌市夜間休日急病センター条例施行規則 （趣旨）

改正前	改正後
第１条　この規則は、札幌市夜間急病センター条例（平成１５年条例第４４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、札幌市夜間休日急病センター条例（平成１５年条例第４４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（診療の申出）	（診療の申出）
第２条　診療を受け、又は受けさせようとする者は、札幌市夜間急病センター（以下「センター」という。）の管理者に申し出なければならない。	第２条　診療を受け、又は受けさせようとする者は、札幌市夜間休日急病センターの管理者に申し出なければならない。
（使用料等の減額又は免除）	（使用料等の減額又は免除）
第４条　条例第７条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、札幌市夜間急病センター使用料等減額（免除）申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。	第４条　条例第７条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。
（遵守事項）	（遵守事項）
第５条　センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第５条　札幌市夜間休日急病センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）

別記様式を削る。

附　則

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際改正前の別記様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え

て使用することができる。